

新 築 住 宅

平成30年6月1日

I.【フラット35】

(税込価格)

		設計検査	中間検査	竣工検査	合計	
一戸建て等	単独申請	12,340	12,340	12,340	37,020	
	確認を同時申請	8,230	10,290	10,290	28,810	
	竣工済特例申請	12,340		25,710	38,050	
共同建て	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35のみ	17,180		20,570	37,750
		確認を同時申請	11,520		15,430	26,950
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35のみ	3,390		4,110	7,500
		確認を同時申請	2,260		3,090	5,350
	建設性能評価(当社に限る)取得後一定の基準を満たす物件			5,400		5,400
	登録マンション	100戸未満	25,920		28,080	54,000
100戸以上200戸未満		51,840		56,160	108,000	
200戸以上		別途照会				
設計検査(当社に限る)を省略する場合で一定の基準を満たす物件			10,800		10,800	

II.【フラット35】S(金利Bタイプ)

(税込価格)

		設計検査	中間検査	竣工検査	合計	
一戸建て等	単独申請	14,810	14,810	14,810	44,430	
	確認を同時申請	9,870	12,340	12,340	34,550	
	竣工済特例申請	14,810		30,860	45,670	
	金利B(一次エネ除く)追加額(一項目あたり)*1	1,650	2,060	2,060	5,770	
	一次エネ選択加算額*2	3,600	4,530	4,530	12,660	
共同建て	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35Sのみ	20,570		24,690	45,260
		確認を同時申請	13,790		18,510	32,300
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35Sのみ	4,010		4,940	8,950
		確認を同時申請	2,670		3,700	6,370
	建設性能評価(当社に限る)取得後一定の基準を満たす物件			5,400		5,400
	登録マンション	100戸未満	31,070		33,630	64,700
100戸以上200戸未満		62,130		67,270	129,400	
200戸以上		別途照会				
設計検査(当社に限る)を省略する場合で一定の基準を満たす物件			10,800		10,800	

*1 複数のフラット35Sを選択する場合は、加算額が発生します。

*2 一次エネルギー消費量等級4を採用する場合

III.【フラット35】S(金利Aタイプ)

(省エネラベル、認定低炭素住宅、長期優良住宅を取得した場合を除く※3)

(税込価格)

		設計検査	中間検査	竣工検査	合計	
一戸建て等	単独申請	17,700	17,700	17,700	53,100	
	確認を同時申請	11,830	14,810	14,810	41,450	
	竣工済特例申請	17,700		37,030	54,730	
	金利B(一次エネ除く)追加額(一項目あたり)*1	1,650	2,060	2,060	5,770	
	金利B(一次エネ)追加額*2	3,600	4,530	4,530	12,660	
	金利A追加額(一項目あたり)*1 *2	3,600	4,530	4,530	12,660	
共同建て	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35Sのみ	24,690		29,620	54,310
		確認を同時申請	16,460		22,220	38,680
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35Sのみ	4,740		5,860	10,600
		確認を同時申請	3,190		4,420	7,610
	建設性能評価(当社に限る)取得後一定の基準を満たす物件			5,400		5,400
	登録マンション	100戸未満	37,230		40,320	77,550
100戸以上200戸未満		74,470		80,640	155,110	
200戸以上		別途照会				
設計検査(当社に限る)を省略する場合で一定の基準を満たす物件			10,800		10,800	

*1 複数のフラット35Sを選択する場合は、加算額が発生します。

*2 一次エネルギー消費量等級一項目あたりを採用する場合

*3 省エネラベル、認定低炭素住宅、長期優良住宅を取得の場合は、I.【フラット35】の手数料を適用する。

IV.変更料金表

	規 格	金利タイプ	金額
省エネルギー性	一次エネルギー消費量等級4の住宅	金利Bプラン	5,400
	一次エネルギー消費量等級5の住宅	金利Aプラン	
耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅	金利Bプラン	
	免震建築物	金利Aプラン	
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅	金利Aプラン	

中 古 住 宅

V.【フラット35】

(税込価格)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等※1	建築確認日が昭和56年5月31日以前	86,400	101,520
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	54,000	88,560
マンション※2	建築確認日が昭和56年5月31日以前	140,400	172,800
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	28,080	88,560

VI.【フラット35】S(金利Aタイプ・金利Bタイプ)

(税込価格)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等※1	建築確認日が昭和56年5月31日以前	97,200	112,320
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	60,480	99,360
マンション※2	建築確認日が昭和56年5月31日以前	153,360	189,000
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	34,560	99,360

VII.【フラット35】(リフォーム一体型)

(税込価格)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等※1	建築確認日が昭和56年5月31日以前	118,800	133,920
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	82,080	120,960
マンション※2	建築確認日が昭和56年5月31日以前	174,960	210,600
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	59,400	120,960

WIN-WIN住宅保証同時申込み※3

(税込価格)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等※1	建築確認日が昭和56年5月31日以前	96,120	111,240
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	59,400	98,280
マンション※2	建築確認日が昭和56年5月31日以前	152,280	187,920
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	36,720	98,280

※1 一戸建て等の住宅とは、一戸建て、連続建て、重ね建てまたは地上階数2以下の共同建ての住宅をいいます。

※2 マンションとは、地上階数3以上の共同建ての住宅をいいます。

※3 WIN-WIN住宅保証とは瑕疵担保責任法人が取り扱う既存住宅瑕疵担保保険を利用した制度です。

注1 不明な点がある場合は必ず事前にご相談ください。

注2 再検査等が発生した場合は別途手数料が発生します。

注3 同一棟内で他住戸の中古住宅適合証明書を活用する場合の手数料については別途ご相談ください。

賃 貸 住 宅

VIII.【賃貸住宅融資・まちづくり融資(賃貸住宅)】 (税込価格)

		設計検査	竣工検査	合計	
(まちづくり融資) (賃貸住宅)	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	17,180 11,520	20,570 15,430	37,750 26,950
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	3,390 2,260	4,110 3,090	7,500 5,350
	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	20,570 13,790	24,690 18,510	45,260 32,300
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	4,010 2,670	4,940 3,700	8,950 6,370
(省エネ住宅) (賃貸住宅)	棟当り: 10戸未満 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	24,690 16,460	29,620 22,220	54,310 38,680
	戸当り: 10戸以上 に限る	フラット35のみ 確認又は評価を同時申請	4,740 3,190	5,860 4,420	10,600 7,610

出 張 費

(税込価格)

エリア I	大阪府(府下全域) 京都府(京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、京田辺市、 八幡市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町) 兵庫県(神戸市、明石市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、 宝塚市、西宮市、猪名川町) 奈良県(奈良市、生駒市、大和郡山市、橿原市、大和高田市、香芝市、 葛城市、天理市、平群町、斑鳩町、三郷町、王寺町、河合町、 上牧町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町)	発生しない
エリア II	京都府(南丹市、京丹波市、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村) 兵庫県(篠山市、三木市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 奈良県(桜井市、五條市、御所市、明日香村、高取町、大淀町、山添村) 滋賀県(大津市、草津市、栗東市) 和歌山県(和歌山市、有田市、海南市、紀の川市、橋本市、岩出町)	5,400
エリア III	上記エリア I 及び II 以外の区域	32,400

※他の制度と同時申請で出張費が発生する場合は、不要とする。

手数料の徴収方法及び徴収時期

1. 徴収方法

手数料は、受け付けた件数毎に現金での支払い又は、振込み入金によるものとする。
(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込み。)
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2. 徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は
検査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
但し、掛売の場合は除く。

3. 出張費

エリア毎に、手数料に加え出張費を加算するものとする。